



自治基本条例通信(第7回)

白河市自治基本条例を考える市民会議活動中!

白河市自治基本条例を考える市民会議活動中/座長に今後の意気込みを伺いました



▲第8回市民会議の様子

■白河市自治基本条例を考える市民会議活動中!

10月3日・17日に、白河市自治基本条例を考える市民会議(以下、市民会議)の第7回および第8回が開催されました。

これまで検討してきた、市民と行政とのつながり(参画・連携・協力)の場面や現状に関する課題や問題点およびその解決方法について、グループごとにまとめ、発表を行いました。

また、新たに「白河市のまちづくりの主体とその役割・責務」を「まちづくりの主人公とは?」と題して、本市のまちづくりの担い手とその役割について検討を始めました。

※市民会議の資料や会議録は市ホームページに掲載されています。ぜひご覧ください。

■清水座長に今後の意気込みを伺いました!

市民会議の座長である、福島大学行政政策学類清水晶紀准教授に、今後の意気込みを伺いました。

白河市民の皆さん、こんにちは。福島大学行政政策学類の清水です。行政を規律する法律・条例のあり方やその解釈のあり方について研究している関係で、縁あって市民会議の座長を務めさせていただきましたことになりました。

自治基本条例は、自治体のまちづくりの方向性や、その実現のための基本的な枠組みを定めるものですが、白河市には、白河市ならではの条例を整備できる素地が揃っていると思います。

というのも、白河市には、歴史、文化、産業、自然のどれをとっても、恵まれた特徴的な資源があるからです。市民会議を実際に実施する中でも、市民委員の皆さんから、市の特徴に対する誇りを感じ



▲グループにアドバイスをする清水座長

■問い合わせ先

本庁舎企画政策課 ☎22111 内2324

今月のお題は、「国民年金の納付方法」です。

国民年金保険料の割引制度を活用しましょう!



▲連携して業務に取り組んでいます(白河年金事務所佐川明人課長(左)と本庁舎国民年金課石塚郁子主査)

最大で年間3,780円の納付額減!

国民年金保険料は、納付する方法によっては「割引」を受けることができます。最大の割引は、口座振替(口座引き落とし)で1年度分をまとめて前払い(前納)した場合で、年間3,780円の納付額を減らせます。保険料納付の負担を少しでも減らすために、割引制度を有効に活用しましょう。



年末調整や確定申告には「社会保険料控除証明書」が必要です

9月30日までに国民年金保険料を納付した人には、社会保険庁から「社会保険料控除証明書」が11月上旬に送付されます。また、10月1日以降に初めて納付した人には、来年の2月初旬に送付されます。

●控除証明書専用ダイヤル
☎0570-070-117
I P 電話等の場合は
☎03-6700-1130

◆割引制度の内容

区分	内容
口座振替で【早割】	口座振替日を当月末にする ※通常の振替日は翌月末です (例: 4月分→5月末に引き落とし)
まとめて前払い【前納】	6か月分・1年度分をまとめて前払い(前納)する ※現金納付、口座振替が対象です

割引の有無や、現金納付・口座振替の場合の納付額を、平成23年度の国民年金保険料と比較しました。

※保険料は第1号被保険者(自営業者・学生など)が対象です。

(単位:円)

割引の有・無	納付区分	納付方法	1か月分		6か月分		1年度分	
			保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
なし	毎月	現金 口座振替	15,020	—	90,120	—	180,240	—
有り ★(割引幅)	毎月振替【早割】	口座振替	14,970	50	89,820	300	179,640	600
有り ★★	6か月分【前納】	現金	—	—	89,390	730	178,780	1,460
		口座振替	—	—	89,100	1,020	178,200	2,040
有り ★★★	1年度分【前納】	現金	—	—	—	—	177,040	3,200
		口座振替	—	—	—	—	176,460	3,780

注意:一部納付(一部免除)該当者の口座振替は、「毎月納付(翌月末振替)」のみです。

☎白河年金事務所 ☎274164 / 本庁舎国民年金課 ☎21111 内2175
各庁舎市民福祉課 表郷 ☎22113 大信 ☎263974 東 ☎22113